

各務原市自治会防犯カメラ設置事業補助金交付要綱

(平成31年3月28日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、自治会又は区域自治会連合会（以下「自治会等」という。）における自主的な地域防犯活動の支援を行うとともに、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進を図るため、防犯カメラを設置する自治会等に対し、予算の範囲内において防犯カメラ設置事業補助金を交付することに関し、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「防犯カメラ」とは、自治会等が設置し、及び管理運用し、かつ、犯罪の防止を目的として、不特定多数の人が自由に通行できる空間を撮影するため特定の場所に継続的に固定して設置される映像撮影装置で、本体又はそれに附属する機器に映像を記録する機能を有するものをいう。

(補助事業)

第3条 補助事業は、自治会等の行う防犯カメラ設置事業のうち、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 各務原市内に設置される防犯カメラであること。
- (2) 規則第5条の規定による補助金の交付の決定の日の属する年度内に防犯カメラの設置が完了する見込みであること。
- (3) 自治会等の総意として防犯カメラを設置することを決定していること。
- (4) 主に道路等を撮影範囲とし、特定の個人、建物等を監視し、及び管理する目的で撮影するものでないこと。
- (5) 防犯カメラを設置する場所の所有者等の承諾を得ていること。
- (6) 防犯カメラの撮影対象区域内の住民等の同意を得ていること。
- (7) 特定の場所に5年以上継続的に設置される防犯カメラであること。
- (8) 防犯カメラの犯罪防止効果を最大限に引き出すため、防犯カメラによる撮影を示す表示板（以下「表示板」という。）を設置すること。
- (9) 防犯カメラの管理運用に関する規程を策定し、防犯カメラの適正な管理運用を行うことができること。
- (10) 当該自治会等内で地域防犯活動の実績があり、今後も継続される見込みであ

ること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防犯カメラの設置に要する経費のうち次に掲げる費用(防犯カメラの保守費用、保険料、修理費用、電気料金等の維持管理費並びに機器等の更新、移設及び撤去に係る費用その他市長が不相当と認める経費を除く。)とする。

(1) 防犯カメラの機器等及び表示板の購入費用

(2) 防犯カメラの機器等及び表示板の設置工事費用

(3) 防犯カメラの機器等及び表示板の賃借料（設置から1年の期間に係る賃借料に限る。）

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額（当該補助事業について、他の補助金の交付を受ける場合にあっては、補助対象経費の額から当該交付額を控除した額）の2分の1以内の額とし、50万円を上限とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする自治会等は、規則第4条第1項に規定する申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 第4条各号に掲げる費用に係る見積書及び防犯カメラの機器等の仕様が分かるものの写し

(2) 自治会等の総意であることを証する書類

(3) 防犯カメラの設置場所の所有者等の承諾を証する書類

(4) 防犯カメラの撮影対象区域内の住民等の同意を証する書類

(5) 他の補助金の交付を受ける場合にあっては、当該交付が分かる決定通知書等の写し

(6) その他市長が必要と認めるもの

2 補助金の交付の申請は、1自治会等につき、1年度に1回に限る。

(完了届)

第7条 補助金の交付の決定を受けた自治会等（以下「補助事業者」という。）は、防犯カメラの設置が完了したときは、速やかに各務原市自治会防犯カメラ設置事業設置工事完了届（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければな

らない。

- (1) 防犯カメラ及び表示板の位置図並びに防犯カメラの撮影対象範囲を表示した平面図
- (2) 防犯カメラ及び表示板の写真
- (3) 設置された防犯カメラで撮影した映像の静止画を印刷したもの
- (4) 防犯カメラの管理運用に関する規程
- (5) その他市長が必要と認めるもの
(実施の報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第11条に規定する補助事業実施報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 第4条各号に掲げる費用に係る請求書及び領収書の写し
- (2) 他の補助金の交付を受ける場合にあつては、当該交付が分かる確定通知書等の写し
- (3) その他市長が必要と認めるもの
(財産処分の制限)

第9条 補助事業者は、この補助金の交付を受けて設置した防犯カメラを設置後5年間は、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、破棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(関係書類の保存)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類を整理し、かつ、当該書類を補助事業の完了した日の属する年度終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年11月24日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

(宛先) 各務原市長

補助事業者 住所
自治会名
代表者

各務原市自治会防犯カメラ設置事業設置工事完了届

各務原市自治会防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

交付指令年月日等	各務原市指令 第 号 年 月 日
補助事業の名称	各務原市自治会防犯カメラ設置事業
施工完了日	年 月 日
添付書類	